

## 「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市立男女共同参画センターの使用の許可の取消等	
根拠条例等・条項	堺市立男女共同参画センター条例第5条 堺市立男女共同参画センター条例施行規則第5条	
所 管 課	ダイバーシティ推進部	ダイバーシティ企画課
処 分 基 準  (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p style="text-align: center;">・設 定                      ・設定できない                      ・基準を公開できない</p> <p>○堺市立男女共同参画センター条例 (使用許可の取消し等) 第5条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。(1) 第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。 (2) この条例又はこれに基づく規則その他の規程に違反したとき。 (3) 使用許可に付した条件に違反したとき。 2 前項の規定による使用許可の取消し等により使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。</p> <p>○堺市立男女共同参画センター条例施行規則 (使用の制限) 第5条 市長は、条例第3条第2項各号に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可せず、又は使用許可を取り消し、若しくは使用を制限することがある。 (1) 専ら男女共同参画の推進に関する活動以外の目的のために使用するとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があり、市長が不適當であると認めるとき。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞                      ・弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続条例第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	